

令和8年9月29日

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 業務内容等

- (1) 業務の名称
建築物(設備)定期点検業務
- (2) 業務の仕様
別添「建築物(設備)定期点検業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 業務の期間
令和8年11月1日から令和11年3月16日まで。
- (4) 業務の場所
鳥取県鳥取市尚徳町101番地5 鳥取県立県民文化会館

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本店の所在地が県内にあること。
- (3) 建築関係建設コンサルタント(設備設計)の資格を有し、建築士法第23条の規定に基づき登録を受けた事務所であること。
- (4) 1級電気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士又は建築設備士のいずれかの資格を有する技術者が1名以上在籍していること。
- (5) 令和3年4月1日以降に国又は地方公共団体若しくは国立大学法人、地方独立行政法人の施設を管理する者が発注した、本件調達の仕様書に示された建築物(設備)定期点検業務を実施した実績を有する者であること。
- (6) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (8) 消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に規定する適格請求書発行事業者（第57条の2第1項の規定による登録を受けた事業者をいう。）の登録を受けていること。

3 契約担当課

公益財団法人鳥取県文化振興財団 鳥取県立県民文化会館 技術管理部施設運営室

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-0017 鳥取県鳥取市尚徳町101番地5

公益財団法人鳥取県文化振興財団

鳥取県立県民文化会館

技術管理部施設運営室 電話 0857-21-8708

E-mail kenbun-unei@tottori-caf.or.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

(1) と同じ。

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和9月29日（火）から同年10月9日（金）までの間に公益財団法人鳥取県文化振興財団ホームページ (<https://tottori-caf.or.jp>) から入手すること。

ただし、これにより難い者には、鳥取県立県民文化会館にて直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年9月29日（火）から同年10月9日（金）まで（但し、10月5日（月）の休館日を除く）の日の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ。

(4) 入札方法

郵送のみによる非参集での入札とする。

(5) 入札書到着期限

令和8年10月23日（金）午後5時までに（1）の場所に必着とする。

なお、提出期限を過ぎて到着した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時

令和8年10月23日（金）午後5時

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより4の

(1) の場所に令和8年10月9日（金）午後5時までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問に対する回答については、令和8年10月14日（金）までに、インターネットの公益財団法人鳥取県文化振興財団ホームページ (<https://tottori-caf.or.jp>) によりまとめて公開する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を作成の上、4の(1)の場所に令和8年10月9日（金）午後5時までに提出しなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 事前提出資料の提出は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」により郵送すること（郵便ポストには直接投函しないこと。）
なお、前述の2つの郵送方法で、さらに速達扱いとすることは差し支えない。
- (3) 事前提出資料郵送用の封筒の表に、「入札事前提出資料在中」と明記すること。
- (4) 事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は1部とする。
ア 入札参加資格確認書（様式第1号）
イ 9の（2）により契約保証金の免除に該当する場合は、それを証明する書類
- (5) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (6) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された事前提出資料は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (8) 提出期限以降における事前提出資料の差し替え及び再提出は認めない。

7 資格審査について

- (1) 6の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年10月14日（水）までに通知する。
- (2) （1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、公益財団法人鳥取県文化振興財団 鳥取県立県民文化会館館長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年10月16日（金）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) （2）により説明を求められた場合、公益財団法人鳥取県文化振興財団 鳥取県立県民文化会館館長は、説明を求めた者に対して令和8年10月20日（火）までに書面により回答する。

8 入札条件

- (1) 入札資格「有」とされた者は、入札書（様式第3号）を、令和8年10月23日（金）午後5時までに、4の（1）の場所に必着とするよう郵送すること。
- (2) 入札書の提出は郵送のみとする。
- (3) 郵送の方法は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかとする。（郵便ポストには直接投函しないこと。）
これ以外の方法（持参、郵便ポストへの投函、普通郵便、ファックス、電子メール等）は認めない。ただし、前述の2つの郵送方法で、さらに速達扱いとすることは差し支えない。
- (4) 提出方法は、入札書及び連絡担当者の名刺又は担当者名及び連絡先を書いたメモを封筒に入れ封印し、その封筒に入札参加者名、入札件名、入札書在中の旨を記載すること。封筒は入札書が入るものであればサイズは自由とする。
なお、提出方法及び封筒の記載例については、別紙1を参照のこと。
- (5) 入札書のあて名は、公益財団法人鳥取県文化振興財団 鳥取県立県民文化会館 館長 岡崎隆司とする。
- (6) 提出する入札書は、初回の1枚のみとする。

(7) 入札書の記入方法等については、次のとおりとすること。

ア 入札書に記入する日付は、「開札日」とする。

イ 入札書は、入札者名、入札金額および「くじ」に使用する3桁の任意の数字を記入する。

ウ 郵送による入札のため、入札書は、代理人ではなく代表者名を記入すること。

エ 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること。また、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により、消費税率等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて変更する。

(8) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(9) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）

(10) 入札において落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あった場合、くじにより落札者を決定するものとし、くじの方法は別紙2によるものとする。

(11) 予定価格の制限の範囲に達する入札者がいないときは、再度入札を行うこととし、1回目の最低入札価格及び再度入札の入札書提出期限等を、「再度入札通知書」により通知するので、提出期限までに、2回目の入札書を（1）から（8）の方法により郵送すること。

(12) 落札者への連絡は、落札者決定後、速やかに電話で行う。なお、落札しなかった者への連絡は行わない。

(13) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とする。

(14) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(15) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(16) 入札者は、入札書の記載内容について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。

(17) 入札書に記載する金額は、1の（3）で示す業務の期間に係る総額を見積もった額とすること。

(18) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(19) 入札者は、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請（様式第4号）を4の（1）の場所に提出すること。

10 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札説明書等に記載している入札書到着期限までに到着しない者の入札
- (2) 指定した郵送方法（一般書留郵便又は簡易書留郵便）によらない者の入札
- (3) 2枚以上の入札書を提出した者の入札
- (4) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (5) 入札保証金の納付を必要とする入札で、入札保証金を納付しなかった者のした入札
- (6) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (7) 入札の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記入事項を確認しがたい入札
- (8) 金額数字の不鮮明な入札
- (9) 入札書を鉛筆又は消すことのできるインクを使用したペンで記入した入札
- (10) 会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

11 入札の辞退

入札を辞退する場合、開札の前日までに、辞退届（書式は自由とする）を提出すること。

辞退届は開札日の前日の令和8年10月22日（木）午後5時までに、4の（1）の場所に必着することとし、提出方法は、郵送（普通郵便も可）又は持参でも可とするが、確実に到着する方法で提出すること。

なお、入札書郵送後であっても、開札日の前日までは入札を辞退することができる。

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務の内容を履行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則の規定に準じて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

14 契約書作成の要否

要 ※会計規則第111条の規定により、契約書の作成を省略する場合がある。

15 手続における交渉の有無

無

16 その他

- (1) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (2) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (3) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として入札見積金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

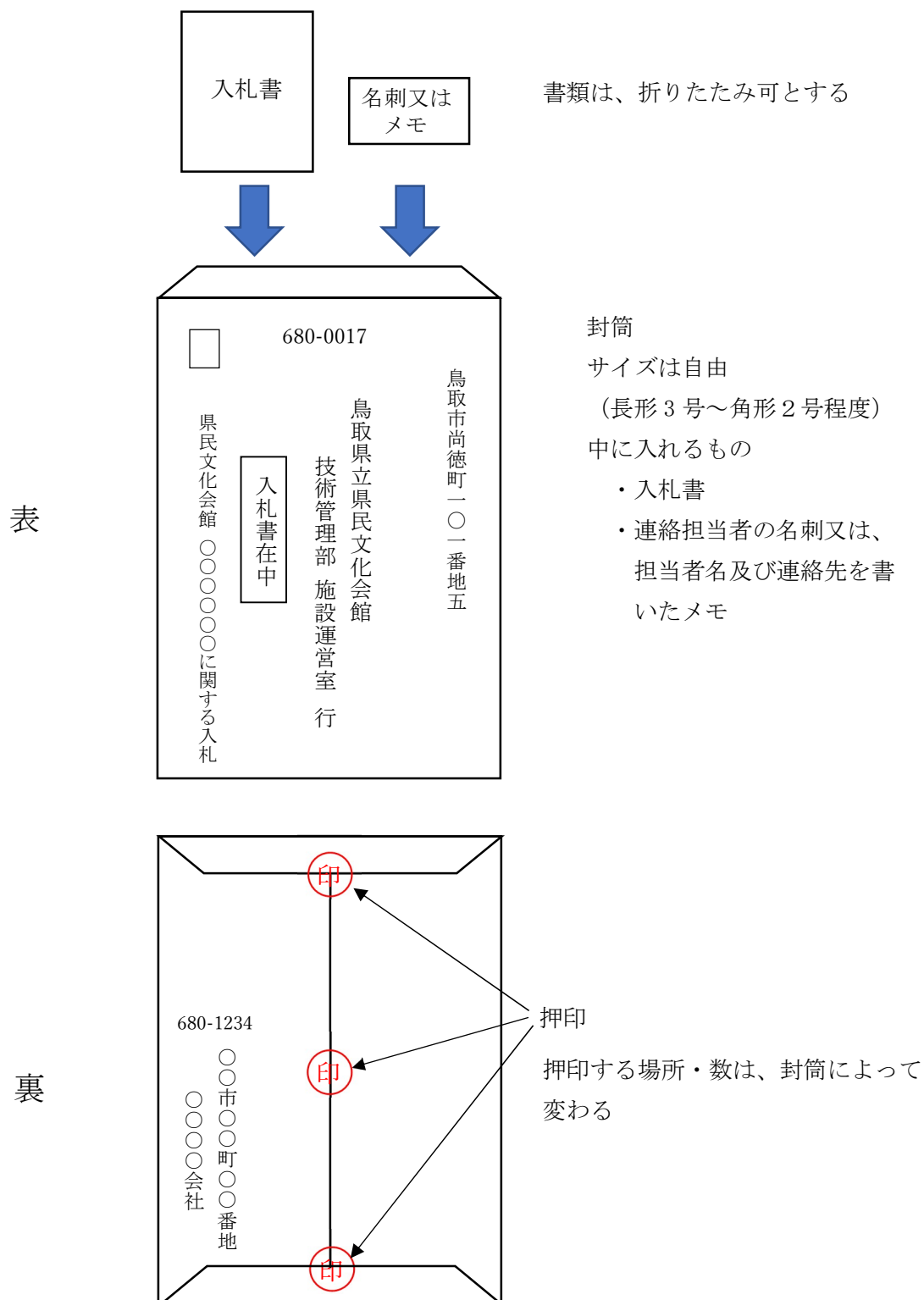
（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

提出方法及び封筒の記載について

提出方法は、「入札書」及び「連絡担当者の名刺又は担当者名及び連絡先を書いたメモ」を封筒に入れ封印し、その封筒に入札参加者名、入札件名、入札書在中の旨を記載すること。封筒は入札書が入るものであればサイズは自由とする。

入札書は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかとし、入札説明書に記載した日時までに指定した場所へ必着するよう郵送のこと。



最低入札価格が2者以上となった場合の、くじによる落札者の決定方法

開札の結果、最低価格の入札参加者が2者以上あり、落札候補者を決定できない場合は、「くじ」により落札者を決定する。

1. 入札書の「くじの3桁数字」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、1桁でも記入がない場合や、空欄、数字以外の文字、記号が記入された場合は、※「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下3桁が記入されているものとみなす。

※「書留お問い合わせ番号」とは

便追跡用に使用する番号で、次の合計11桁で構成され、書留の受領証に「お問い合わせ番号」として表示されているもので、書留封筒にも貼り付けられている。「引受番号」ともいう。

「***（3桁）-**（2桁）-*****（5桁）-*（1桁）」
└──────────┘
下3桁

2. くじの手順

- (1) 小売電気事業者登録番号の、数字の小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

(例) 入札参加者3名が同額入札の場合

- (1) 小売電気事業者登録番号の若い順にくじ番号を0から付与する。

A社（登録番号〇〇〇〇1）…………くじ番号0

B社（登録番号〇〇〇〇3）…………くじ番号1

C社（登録番号〇〇〇〇5）…………くじ番号2

- (2) 入札書に記載されたくじの3桁数字の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社（くじの3桁数字072）

B社（くじの3桁数字123）

C社（くじの3桁数字452）

合計 072 + 123 + 452 = 647

余り 647 ÷ 3 = 215…余り2

- (3) 落札者の決定

落札者は、余りの2と一致するくじ番号であるC社